



富士市不妊・不育治療費補助制度の概要

不妊・不育治療費補助金	
補助金額	・治療に負担した費用から、保険者が助成した額および静岡県が行う先進医療に対する補助を控除した額の2分の1（100円未満切捨） （一部の不育症治療については10分の7 ※条件あり）
	・年度上限50万円 上限額に達しなければ、年度内で2回に分けて申請することができます。 詳しくは別紙を御覧ください。
対象治療	・一般不妊治療 タイミング法、排卵誘発法、薬物療法、人工授精等 ・生殖補助医療（特定不妊治療） 体外受精、顕微授精 ・男性不妊治療 T E S E、M E S A、精索静脈瘤結紮術、精路再建手術等 ・不育治療 薬物療法、手術、検査等 ※国内の産婦人科又は泌尿器科等の医療機関での不妊症又は不育症の診断及び治療が対象 ※保険診療適用自己負担分（3割）及び保険診療適用外（自費）分（10割）両方対象
対象者	下記項目いずれにもあてはまる御夫婦（事実婚関係にある方を含む） ・受診日において富士市に住所を有し、実際に居住している （夫・妻どちらかでも可。ただし、他市町で同様の制度を利用した場合は本市の補助を重複して受けることはできません。） ・生殖補助医療（特定不妊治療）においては、当該治療周期開始日において、女性の年齢が43歳未満である
利用回数 対象期間	・申請を行う年度（4月1日から翌年3月31日まで）に負担した額に対して補助 ・申請の締切は年度末（3月31日）。 ・通算5箇年度まで利用できます。